

介護予防と生きがいのある生活を支援します

介護福祉課地域包括支援センター系の事業紹介

地域にお住まいの高齢者や一緒に暮らすご家族の方が安心して生活できるように福祉、介護、健康、医療などに関するさまざまな相談支援を行います。
【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

【主な業務】
 〈総合相談〉生活の中での困り事や心配事について適切なサービスや機関に繋ぐお手伝いをします。
 〈虐待・権利擁護〉人権や財産などを守るための支援を行います。
 〈介護予防ケアマネジメント〉介護保険証の要介護認定区分等が「事業対象者」「要支援」に該当した方の介護予防プランの作成などを行います。
 〈地域のケアマネジャーなどの支援〉ケアマネジャーなどへの困難ケースに対する助言や支援を行います。
▼福生市地域包括支援センター福生
 【場所】市役所1階9番介護福祉課内
 【開所時間】月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く
 【電話番号】☎ 551・1537
▼福生市地域包括支援センター熊川
 【対象】五日市街道より南側の地域に在住の65歳

以上の方または介護保険証の要介護認定区分等が「要支援」「要介護」の40歳から65歳未満の方
 【場所】福祉センター2階
 【開所時間】月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く
 【電話番号】☎ 510・2945
在宅介護支援センター
 市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、高齢者の見守り活動を行っています。
▼在宅介護支援センター加美
 【住所・電話番号】福生3244-10 特別養護老人ホーム第2サンシャインビル内 ☎ 553・3720
▼在宅介護支援センター武蔵野
 【住所・電話番号】福生2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内 ☎ 553・6695

▼在宅介護支援センター南田園
 【住所・電話番号】南田園2-9-1 グリーンシティ南田園103 ☎ 539・0007
介護予防教室のご案内
 ①一般高齢者向け介護予防教室
 介護予防を目的とした元気はつらつ教室、脳と体のトレーニング教室、高齢者筋力向上トレーニング教室初級・フォロー等を行います。※教室情報は随時広報ふっさに掲載
 【対象】介護保険証の要介護認定区分等が「事業対象者」「要支援」「要介護」に該当しない方
 ②運動指導員派遣事業
 依頼があった町会、自治会、老人会、小地域活動等に運動指導員を派遣し、1時間程度の体操指導を行います。
 ③理学療法士出張相談
 理学療法士が地域に出向き、介護予防のための講話や生活についてのアドバイス、転倒予防のための体操指導などを行います。

介護福祉課高齢福祉系の事業紹介

※各事業の詳細内容は介護福祉課高齢福祉係までお問い合わせください。
 【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

生きがい活動支援デイサービス
 家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。
 【費用】基本サービス1回180円（市民税非課税・生活保護の方は無料）、食事サービス1食350円（おやつを提供する場合は450円）
生活支援ショートステイ
 短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。
 【費用】1日800円（生活保護の方は無料）、食事代・送迎費等は別途
配食サービス
 在宅で食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週月～土曜日までの間に2回以内で、配達員が昼食をお届けします。
 【費用】1食400円
生活支援ホームヘルプサービス
 退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。
 【費用】1時間140円（市民税非課税・生活保護の方は無料）
緊急通報システム
 慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らしの高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。
 【費用】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）
火災安全システム
 防火の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等に、火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消

防庁に自動通報する住宅用防災機器等を給付または貸与します。
 【費用】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）
徘徊高齢者家族支援サービス
 端末機を身に着けることで位置情報サービスを活用し、居場所を確認し事故防止を図ります。
 【費用】要した費用の1割（月額172円）
自立支援日常生活用具給付
 シルバーカー等の日常生活用具を給付します。
 【費用】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）
自立支援住宅改修給付
 手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付をします。
 【費用】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）
老人用杖給付
 所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給します。
寝具乾燥
 心身・精神上の障害のために寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。
訪問理美容サービス
 心身の障害や傷病により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者（要介護3以上）に対して、ご自宅に理髪店や美容院が訪問します。
 【費用】1回400円
家族介護慰労助成
 高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。

【対象】介護保険要介護認定要介護4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を介護している家族（要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族）
 【慰労金】100,000円
おむつ等の助成
 寝たきりまたはそれに準ずる（認知症も含む）状態が継続すると認められ、現におむつを必要とし、かつ介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方等へ、おむつ等を助成します（生活保護の方は除く）。
老人性白内障特殊眼鏡等費用助成
 老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。
居住支援特別給付金
 民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。
 【給付額】月額5,000円
救急医療情報キット配布
 救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。
介護サポーター
 介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動をして集めたポイント数によって、翌年度最大5,000円の交付金が受けられます。
家具転倒防止装置設置
 常時居住する家屋の家具に家具転倒防止装置を取り付けます。設置個数は、1家具につき1組、1世帯あたり設置数量は3個以内です。